



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第九回】 髪の毛は蘇るかの巻

以前、とある深夜番組で、水道橋博士氏(お笑いコンビ「浅草キッド」の背の低い方の人、以下博士)が、髪の毛が生えてきたという話をしていました。おかげで、ヘアメイクさんやそれまで面識のなかった大物俳優にも質問攻めに合うという。たしかに画面で見えても、薄毛で悩んでいたようには見えない…



博士が、そんな「頭髪が奇跡のV字改革を果たした」実体験を、「博士の異常な健康」(株アспект)という本で包み隠さず語っています。髪の毛に良いと言われるさまざまなことをやりすぎて、何が効いているのか分からなくなり、それゆえに何を止めていいのか判断できなくなったなかでも、プロピアという会社(「ヘアコンタクト」を販売しているあの会社です)のシャンプーが最も効果的だったことはまず間違いないと語ります。

以下に本の一部をご紹介します。

頭皮と毛髪の検査

まず、髪の毛が蘇生する見込みがあるかどうかを検査するところから始まります。毛髪の再生サイクル(生える 抜ける 毛の根元を囲む「毛包」部が休養する 再び生える、という一定のサイクル)があれば髪の毛が蘇生する可能性はありますが、これがなければ手遅れ、何をしても髪の毛が生えてくる確率は非常に少ないということです。博士も、自分は再生サイクルがある状態だったからこそ再生ができたということを強調しています。

具体的には、頭皮が固く()、ひとつの毛穴から1本しか毛髪が生えていない毛穴が多い場合、わかりやすく言えば、テカテカと光るハゲ山状態の部分に髪の毛を生やすのはほぼ無理のようです。

男性の頭皮の成長は20歳を過ぎると止まるが、頭蓋骨の成長は45～46歳まで続くため、頭皮は頭蓋骨に引っ張られ、張った状態になり、血流が悪くなり薄毛の原因になるといわれる。

プロテイン入りシャンプー

そして、肝心のシャンプーですが、これはプロピアと三恵製薬という医薬品メーカーが共同開発したプロテイン入りのシャンプーです。そもそも、三恵製薬は抗ガン剤の副作用で毛が抜けるのを止めるため、プロテインが高濃度の育毛剤を開発し、実際に患者に使ってみたところすごく効果が出たので、その後、シャンプーもプロテイン入りのものを開発していました。それに会ったプロピアの社長が、プロピア用に三恵製薬に開発してもらったのがこのシャンプーです。

博士の場合、このシャンプーを1日も欠かすことなく使い始めて数ヵ月後に抜け毛が減り、髪の毛が太くなり、ツヤやコシも実感できるようになったそうです。

値段は1本200ml入りで2,600円。1日1回シャンプーするとして1ヶ月くらいもつそうです。現在はネットでも購入できます。

なかむら のりこ
(中村 慎子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (棚卸資産の評価損)

当社は、事務用機器の販売を行う9月決算の中小企業です。
当社の在庫品の一部には、長期デッドストックとなっているものがあります。今後も定価では販売できそうにないため、決算時に一律50%の評価損を計上したいと考えています。
この場合、税務上も損金算入が認められるでしょうか。

Answer

ご質問の在庫品については、税務上棚卸資産の評価損を計上できる特定の事実が生じているかどうかは明らかでなく、貴社の社内基準による任意の評価減と考えられるため、税務上、評価損の損金算入は認められません。

解説



法人税法上、棚卸資産については、災害による著しい損傷など特定の事実が生じた場合、損金経理を要件に評価換えによる評価損の計上が認められています。棚卸資産について評価損の計上が認められる特定の事実とは、次の事実をいいます。

- イ その資産が災害により著しく損傷したこと
- ロ その資産が著しく陳腐化したこと
- ハ 会社更生法等による更生計画認可の決定があったことにより、その資産につき評価換えをする必要が生じたこと
- ニ イからハまでに準ずる特別の事実

ロの「その資産が著しく陳腐化したこと」とは、例えば次のような事実が生じた場合をいいます。

- (1) いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売できないことが既往の実績等に照らして明らかであること
- (2) 型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、その商品につき今後通常の方法では販売できないようになったこと

また、二の「イからハまでに準ずる特別の事実」とは、例えば破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法で販売できないようになったこと等をいい、単に物価変動、過剰生産等の理由で価額が低下しただけでは評価損を計上できる事実には該当しません。

ご質問の事例の場合、上記の特定の事実が生じているかどうかは明らかでなく、社内基準により任意に評価換えを行ったと考えられるため、税務上評価損を計上することは難しいと思われます。

なお、ロの著しい陳腐化に該当する場合でも、評価損の損金算入が認められるためには、見切り販売による処分実績等市場価額の著しい低下を実証できる資料を整えておくことが大切です。

根拠条文等

- 法人税法 第33条第2項 (資産の評価損の損金不算入等)
- 法人税法施行令 第68条第1項第1号 (資産の評価損の計上ができる場合)
- 法人税基本通達 9-1-4 (棚卸資産の著しい陳腐化の例示)、9-1-5 (棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)、9-1-6 (棚卸資産について評価損の計上できない場合)

お問合せ先：朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで